

社 労 連 第 324 号  
令 和 3 年 6 月 1 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 大 野 実  
( 公 印 省 略 )

## 労働保険手続における法人共通認証基盤（GビズID）を利用した電子申請 について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長から令和3年5月18日付基徴収発0518第1号「労働保険手続における法人共通認証基盤（GビズID）を利用した電子申請について」により、別添のとおり周知依頼がありました。

内容は、労働保険手続の電子申請において、一層の利用促進と利便性向上を図る観点から、GビズIDを活用した認証方式が新たに導入されたことを周知するものです。

なお、アクセスコード及び社労士用電子証明書を使用する年度更新の電子申請方法に関しては特段の変更点はないことを申し添えます。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

また、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

ご参考

(連合会会員専用ホームページ該当箇所 URL)

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/information/tabid/298/Default.aspx?itemid=4821&dispmid=462#>

謹 白

(担当：事業戦略部デジタル化推進課)

基徴収発 0518 第1号  
令和3年5月18日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長

労働保険手続における法人共通認証基盤（GビズID）  
を利用した電子申請について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労働保険手続の電子申請において、一層の利用促進と利便性向上を図る観点から、今般、経済産業省が提供する法人共通認証基盤（以下「GビズID」という。）を活用した認証方式を導入しました。

労働保険手続の電子申請を行う場合、申請データに電子署名を行うため、電子証明書を取得する必要がありましたが、この認証方式の導入により、GビズIDを利用した電子申請については、電子署名の省略が可能となりました。

社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が、電子申請により対象手続の代行を行う場合の具体的な取扱いは、下記のとおりですので、その実施に当たり、貴会の御協力を賜りますとともに、社会保険労務士の皆様への周知につき、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

併せて、労働保険手続の電子申請につきまして、一層の御利用を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象手続

GビズIDを利用した電子申請が可能となった手続は、別紙1のとおりです。

## 2 利用できるGビズIDアカウント

社会保険労務士等は、法人代表者又は個人事業主のアカウントである gBizID プライムを利用することができます。また、社会保険労務士法人が法人として労働保険手続を代行する場合については、同法人に所属する社会保険労務士に対して、従業員のアカウントである gBizID メンバーを付与し、利用させることができます。

## 3 事業主署名の省略

従来どおり、電子申請時において事業主と社会保険労務士等の間に有効な労働保険手続の手続代行契約関係があることを証明する書類として、事業主の同意書又は提出代行に係る契約書の電子媒体（PDF形式）を電子申請時に添付することにより、事業主の電子署名に代えることができます。

なお、同意書の具体的な記載事項は、別紙2を参考にしてください。ただし、別紙2に限るものではなく、別紙2に掲げる記載事項を含む様式であれば、差し支えありません。

## GビズIDを利用した電子申請が可能となった手続

	手 続 名
1	労働保険保険関係消滅
2	労働保険継続事業一括認可申請（新規）
3	労働保険継続事業一括認可申請（追加）
4	労働保険継続事業一括認可申請（取消）
5	労働保険概算保険料の申告（継続）
6	労働保険増加概算保険料の申告（継続）
7	労働保険確定保険料の申告（継続）
8	労働保険確定保険料申告（建設の事業）
9	労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）
10	労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）
11	労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）
12	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
13	労働保険概算保険料申告（有期）
14	労働保険増加概算保険料申告（有期）
15	労働保険確定保険料申告（有期）
16	労働保険年度更新申告
17	労働保険年度更新申告（建設の事業）
18	労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）
19	労働保険年度更新申告（一人親方等団体）
20	労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）
21	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
22	労働保険事務処理委託解除
23	労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）
24	労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）
25	労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）
26	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾4）
27	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾5）
28	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾8）
29	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾4）
30	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾5）
31	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾8）

## 労働保険手続の提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士（法人）

氏名・名称

\_\_\_\_\_

○所在地

\_\_\_\_\_

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。

○事業主名称

\_\_\_\_\_

○事業主所在地

\_\_\_\_\_

○事業主氏名

\_\_\_\_\_

社会保険労務士・ 社会保険労務士法人 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。
--------------------------------	--

GビズIDによる申請の場合、社会保険  
労務士証票（表面）のコピーを貼付  
※電子証明書による申請の場合は不要

GビズIDによる申請の場合、社会保険  
労務士証票（裏面）のコピーを貼付  
※記載がある場合のみ  
※電子証明書による申請の場合は不要

基徴収発 0329 第 3 号  
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長  
（公印省略）

### 法人共通認証基盤（GビズID）を利用した電子申請について

標記については、「規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）」において、経済産業省が提供する法人共通認証基盤（以下「GビズID」という。）を活用した一つのID・パスワードによる簡易な認証方式をセキュリティ上問題ないと評価される場合には、行政手続に原則導入することとされており、令和2年11月24日のe-Gov更改により、e-Gov電子申請においてGビズIDによる本人確認が可能となったところである。

労働保険関係手続に係るGビズID対応については、令和3年2月19日付け基徴収発0219第2号「令和3年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」の記第2の1（3）において、令和3年3月下旬を予定し、対象手続等について別途通知する旨を記載していたところであるが、今般、GビズIDを利用した電子申請の受付を開始することとしたので、下記に留意のうえ、取扱いに遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 対象となる手続

GビズIDを利用した電子申請が可能となる手続は、別紙1のとおりである。

#### 2 利用できるアカウント

労働保険関係手続の電子申請においては、法人代表者又は個人事業主（以下「事業主」という。）のアカウントであるgBizIDプライムと、組織の従業員用のアカウントとして事業主が作成するgBizIDメンバーを利用することができる。

gBizIDメンバーについては、事業主の代理人（総務部長等）又は1法人で複数の適用事業がある場合の各適用事業の支店長等が事業主として届出等がされている場合等に利用することができること。

なお、事業主の代理人がgBizIDメンバーで電子申請を行う場合は、事前に「労働保険代理

人選任・解任届」を提出する必要があることに留意すること。

### 3 社会保険労務士による提出代行等

社会保険労務士が対象手続の代行等を行う場合及び労働保険事務組合が事業主からの委託等を受けて電子申請を行う場合においては、平成23年1月31日付け基労徴発0131第2号「労働保険手続の電子申請に係る社会保険労務士による提出代行等における事業主電子署名等の省略について」（以下「平成23年通達」という。）の記の2に示した証明書を、電子申請時に電子媒体（PDF形式）で添付する必要があること。

なお、平成23年通達で示した証明書の参考様式については別紙2のとおり改める。

また、社会保険労務士による提出代行等におけるGビズID、電子証明書等と事業主電子署名等の省略に係る添付書類の取扱いは、下表のとおりとなる。

	GビズID	電子証明書	公的個人認証
社会保険 労 務 士	社会保険労務士のgBizIDプライムアカウント+提出代行契約等を証明する書類+社会保険労務士証票のコピー（両面） ※社会保険労務士法人が法人として代行する場合に限り、同法人所属の社会保険労務士によるgBizIDメンバーアカウントの利用可	社会保険労務士の電子署名・電子証明書（全国社会保険労務士会連合会が発行するもの）+提出代行契約等を証明する書類	利用不可
労働保険 事務組合	代表者のgBizIDプライムアカウント+事務処理の委託等の契約等を証明する書類	代表者の電子署名・電子証明書（労働保険適用徴収システムが許可するもの）+事務処理の委託等の契約等を証明する書類	代表者の電子署名・公的個人認証+事務処理の委託等の契約等を証明する書類

### 4 電子申請の審査時における留意点

通常の電子申請の審査に加え、GビズIDを利用した電子申請においては、電子署名が省略されることから、GビズIDの認証情報より申請書提出者とアカウント利用者との目視による同一性の確認を行うこと。

## Gビズ I D を利用した電子申請が可能となる手続

	手 続 名
1	労働保険保険関係消滅
2	労働保険継続事業一括認可申請（新規）
3	労働保険継続事業一括認可申請（追加）
4	労働保険継続事業一括認可申請（取消）
5	労働保険概算保険料の申告（継続）
6	労働保険増加概算保険料の申告（継続）
7	労働保険確定保険料の申告（継続）
8	労働保険確定保険料申告（建設の事業）
9	労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）
10	労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）
11	労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）
12	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 0～3、6～7）
13	労働保険概算保険料申告（有期）
14	労働保険増加概算保険料申告（有期）
15	労働保険確定保険料申告（有期）
16	労働保険年度更新申告
17	労働保険年度更新申告（建設の事業）
18	労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）
19	労働保険年度更新申告（一人親方等団体）
20	労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）
21	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 0～3、6～7）
22	労働保険事務処理委託解除
23	労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）
24	労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）
25	労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）
26	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 4）
27	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 5）
28	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 8）
29	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 4）
30	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 5）
31	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 8）

## 労働保険手続の提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士（法人）

氏名・名称 \_\_\_\_\_

○所在地 \_\_\_\_\_

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。

○事業主名称 \_\_\_\_\_

○事業主所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_

社会保険労務士・ 社会保険労務士法人 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。
--------------------------------	--

GビズIDによる申請の場合、社会保険  
労務士証票（表面）のコピーを貼付  
※電子証明書による申請の場合は不要

GビズIDによる申請の場合、社会保険  
労務士証票（裏面）のコピーを貼付  
※記載がある場合のみ  
※電子証明書による申請の場合は不要

## 労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書

令和 年 月 日

○労働保険事務組合名称

\_\_\_\_\_

○所在地

\_\_\_\_\_

私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく事務処理の委託等を行っていることを証します。

また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。

○事業主名称

\_\_\_\_\_

○事業主所在地

\_\_\_\_\_

○事業主氏名

\_\_\_\_\_

労働保険 事務組合 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。  _____
---------------------	---